

「豪雪地帯対策基本計画」変更のポイント(H18.11)

平成18年豪雪

平成17年12月から平成18年2月にかけて、日本海側を中心に記録的な大雪。雪害による死者が全国で152人(戦後第2位)。うち、高齢者が2/3、雪処理中が3/4を占める。

- ・歩道や雪捨て場が確保されない市街地
- ・孤立集落の発生、雪崩の発生
- ・克雪住宅や消融雪施設の有効性を実証

課題

- ・過疎化、高齢化による雪処理の担い手不足
- ・ボランティアの受け皿不足、技術不足
- ・豪雪に対する地域防災力の低下

実施すべき 対策

豪雪地帯対策基本計画

- ・昭和39年2月決定
- ・平成11年3月最終変更

・所管大臣:国土交通大臣(主務)、
総務大臣、農林水産大臣

・豪雪地帯対策特別措置法に基づき、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪によって劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき計画

・交通・通信の確保、産業の振興、生活環境施設の整備、国土保全施設の整備及び環境保全についての基本を定める。

・関係行政機関の長に協議し、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて閣議で決定、変更。

変更計画における主な追加事項

1. 雪処理の担い手の確保

・担い手の確保、育成のため、地域での受け皿の組織化、コーディネーターの養成を推進

2. 消融雪施設の整備

・平成18年豪雪における有効性を受け、河川水利用に加え、水温の高い下水処理水や下水管渠等を積極的に活用した対策を実施

3. 冬期道路対策の推進

・集落孤立を防ぐため、危険箇所における雪崩予防柵やスノーシェッド等の整備を推進

4. 高齢者の住まい方の検討

・雪処理の負担軽減のため、克雪住宅の普及を図るとともに、高齢者が冬期に居住する集合住宅など、高齢者の安全安心な住まい方を検討

5. 計画的な事業の推進

・効果的な雪対策を実施するため、市町村における総合的な雪対策計画の策定を促進